

事業者排出量削減計画書

(宛 先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区芝五丁目33番8号		平成23年 9月 27日					
		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 三菱自動車工業株式会社 代表取締役 益子 修 電話 03 - 6852 - 4263					
主たる業種	製造業 (自動車製造業)	細分類番号 3 1 1 1					
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	原単位当たり (換算台数当たり) の温室効果ガスの排出量を年率1%以上低減する。						
計画を推進するための体制	社長をトップマネジメントに所長を京都地区責任者として環境担当副所長を配し、ISO14001の推進体制に基づき地球温暖化防止として目的・目標を設定し目標を部・課へブレイクダウンして毎月フォローし目標達成に向け取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	67,714.0 トン	67,667.1 トン	71,972.0 トン	70,435.2 トン	3.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	67,714.0 トン	67,667.1 トン	71,972.0 トン	70,435.2 トン	3.4 パーセント	
	目標の根拠	原単位当たりの低減を1%以上上回る計画であり、生産台数は平成22年度基準値に対し23年度+8.7%、24年度+19.4%、25年度+23.7%となりこれに伴い、排出量は23年度△0.1%、24年度+8.3%、25年度+4.0%と排出量は増加傾向です。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (kgCO2/台)	107.94	106.86	105.79	104.73	-1.95 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	生産の効率化を進め1台当たりのエネルギー使用量を低減する事により原単位の低減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		100.0 トン	111.0 トン	111.0 トン	111.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	生産設備の空転防止や加工効率の改善による省エネ'空調熱源の更新による省エネ'天井照明の更新による省エネ等の実行。					
	(24) 年度	生産設備の空転防止や加工効率の改善'空調熱源の更新による省エネ'工場エア用コンプレッサーの更新による省エネ等の実行。					
	(25) 年度	生産設備の空転防止や加工効率の改善'空調熱源の更新による省エネ'工場エア用コンプレッサーの更新による省エネ等の実行。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月16日をノーマイカーデーとして、温室効果ガス削減への参加・協力の取組として展開。					
	上記の措置を採用する理由	平成22年度に呼び掛けをしてから継続した活動として取り組み中。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーの利用その他は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・環境省及び京都市企画『DO YOU KYOTO?』プロジェクトのライトダウンキャンペーンへ参加 ・京都市内の小学校で環境学習を実施						
特記事項	・夜間操業及び稼働状況が正常に戻った平成22年度を基準年度としました。 ・委任状の提出に関しては本計画書・報告書に関する一切の権限を社長より所長に一任されている為、委任としました。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。